

## 中間前払金制度の導入について

ひたちなか市総務部管財課

ひたちなか市では、公共工事の適正な施工の確保と受注企業及び下請企業の資金の円滑化を図るため、中間前払金制度を導入します。

### 1 中間前払金制度とは

建設工事について、工事出来高検査などに伴う事務負担等を軽減し、当初の前払金に加え、工期途中で追加で契約金額の2割以内を前払いする制度です。

### 2 中間前金払の対象となる工事

契約金額が500万円以上で、かつ工期が31日以上 of 建設工事。(部分払いを受けていないものに限る。)

### 3 中間前払金を請求できる条件

以下のすべての要件を満たしていることが必要となります。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 工事の進捗出来高が契約金額の2分の1以上に達していること。
- (4) 既に当初の前払金の支払を受けていること。
- (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づく登録を受けた保証事業会社が交付する「中間前払金保証証書」を寄託すること。

### 4 中間前金払の認定・請求に要する書類及び事務の流れ

- (1) 受注者は発注課に対し、中間前金払認定申請書(別紙第1)に工事履行報告書(別紙第2)を添えて認定の請求をします。
- (2) 発注課は、当該申請を受けた日から14日以内に、要件を満たしていることを審査し、受注者へ中間前金払認定等通知書(別紙第3)を交付します。
- (3) 受注者は保証事業会社に中間前払金保証の申込みをし、保証契約締結後、中間前払金保証証書、発注課が交付した中間前金払認定等通知書及び請求書を管財課に提出します。

### 5 制度の利用開始時期

平成27年4月1日以降に公告又は指名する建設工事